

平成27年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第6日目）

本日の会議 平成27年9月15日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員長	喜々津 英世	委員	金子 恵
副委員長	中村 美穂	委員	岩永 政則
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	安藤 克彦	委員	堤 理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濱口 務

説明のため出席した者

参考人 山坂 幸三 紹介議員 饗庭 敦子

総務部長 荒木 重臣

（政策推進課）

課長 山本 昭彦

企画振興部長 松尾 義行

（企画課）

課長 久保平 敏弘

本日の委員会に付した案件

請願第 2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について

所管事務調査 図書館について

コミュニティバスについて

事務事業評価（外部評価）について

開 会 9時30分

散 会 15時31分

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。

定刻となりました。

定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。

9月1日の本会議で、本常任委員会に付託を受けました請願2号少人数数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

お諮りします。

本請願については、会議規則第93条の規定により、紹介議員の説明を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本請願については、紹介議員の説明を求めることに決しました。

次に、委員会条例第26条の2、第3項の規定により、参考人の意見を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本請願については、参考人の意見を求めることに決しました。

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。

今日は、委員会審査においでいただきましてありがとうございました。

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

本請願について、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さんおはようございます。

連日の委員会審査、お疲れさまです。

それでは、説明をさせていただきます。

今回、請願出しました少人数数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について御説明いたします。

この件につきましては、義務教育費国庫負担率が変更されて以来、毎年本会議に対し

要請がされており、採択されております。

この義務教育の国庫負担率は平成18年度に国の負担率が2分の1から3分の1に変更されました。

それによりまして、都道府県の負担率が2分の1から3分2となり、割合が増えたという状況です。

その結果、財源が豊かである地方は教員を定数以上配置でき、長崎県のように財源がちょっと苦しい所は、少人数学級を希望はしておりますが、その中でも、職員定数をぎりぎりという形で、あとは臨時採用教職員の多数採用をしております。

そこで、なかなか質の高い教育を受けさせるということは難しい状態になっております。

子供達が全国どこでも、同じ教育を受けるという権利はあるというふうに思いますので、是非本県、本町でも子供達が皆さんと同じ質の高い教育を受けるために、本年度も義務教育費国庫負担制度の2分の1という形で、国に求めていると思っております。

それともう1点は、35人以下の学級なんですけれども、長与町でも1年生、2年生、6年生というのは実行されておりますが、3年、4年、5年っていう所が35人学級というふうになっておりませんので、なかなか最近は子供さんも多様化しておりまして、お一人お一人への個別的な対応っていうものが求められております。

その中で、やはり人数が多いと目が行き届かないという所で、なかなかですね、教員の皆さんも苦勞してるという所もあります。

それと、子供さんがやはりこう、どこでも同じように学べるというのは、教育を受ける環境も必要かと思っておりますので、やはり1年生、2年生で35人だったっていうのを、そのまま3、4、5でも続けていきたいというふうに思いますので、その定数改善を求めてこの意見書を提出したいと思っております。

以上で説明は終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

紹介議員の説明が終わりました。

次に、参考人の意見を求めます。

補足あるいは意見、それぞれ発言を許します。

山坂幸三参考人。

○参考人（山坂幸三君）

皆様おはようございます。

ありがとうございます。

私は、長崎県教職員組合長西総支部で書記長をしております山坂と申します。

長西総支部と申しますのは、長崎市それから西彼杵郡、長与、時津町も含めてこの二つの地区をまとめた支部でございます。

学校の方にも勤務をしております、私は今、長崎市立横尾小学校で5年生の担任を

しております。

本日は、饗庭議員の方からもありましたように、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてお願いに参りました。

この件につきましては、義務教育費国庫負担率が変更されて以来、私ども長崎県教職員組合長西総支部より毎年、貴議会に対し要請をさせていただいております。

そして、毎年採択をしていただいております。

まずは、お礼を申し上げたいと思います。

本当にありがとうございます。

先ほど、饗庭議員の方からもありましたように、平成18年度に国の負担率が2分の1から3分の1に変更されました。

このことにより、都道府県の負担率が2分の1から3分の2となりました。

ただし、現在は、残りの3分の2も含めて、長崎県は財源が厳しいということで、国の方から、地方交付税交付金として、全体の90%程度が交付されている、交付とそれと、義務教育費国庫負担制度により、負担をされているということになっております。

よって長崎県の今、負担率は、10%程度です。

ですから、大きな格差というものは、今のところ生じておりません。

ただし、いろんな面でやはり裕福な県とそうでない県の格差が生じておりますので、その件について補足をさせていただきたいと思います。

まず、この交付金は、今のところ紐付き、つまり、これは教職員の定数を維持するために使ってくださいというふうにきちんとそういうふうな指定を受けて交付されていきますので、今の所はそんなに差はないのですが、これをもっと自由に使えるようにしましょうという声は、毎年上がっております。

つまり、その交付金を各県の権限でいろんな形で使えるようにしたらどうか、という意見です。

そうなってくると、更に、教育の差が激しくなるのではないかと、私どもは危惧をしております。

現在ですが、平成20年より文科省が退職教員等外部人材活用事業という学校現場をサポートする事業を始めております。

人手不足の学校現場を経験豊富なOBにサポートしてもらおうというとても有難い事業です。

しかし、本県はこの事業を受け入れておりません。

理由は、財源不足です。

国は事業費の3分の2を出しますが、残り3分の2はこれも交付金で賄えないので、県で負担してください。

というふうな形の事業です。

ですから、長崎県ではこれについては手を出せないということで、その分はよその県にOBの活用事業が回っているというのが、現在の状況です。

これがもし2分の1負担であるならば、もう少し、少なくとも何人かは雇えるんじゃないかという形で、本県でもOBの活用事業がなされている可能性も非常に高いと思っております。

子供達が全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、本県、そして、長与町の子供達にも、当然、質の高い教育を受ける権利があります。

是非、本年度も、義務教育費国庫負担制度の2分の1負担復元を国に求めていただけないでしょうか。

また、子供達への教育の質を更に高めるためにも、35人以下学級を全ての学年で実現する必要を私どもは感じております。

残念ながら、現在3年生以上の学級は40人以下学級のため、様々な問題が起きております。

6年生は、35人以下学級となっているのですが、

こちらの方は県の方が、他のティームティーチング等で加配する予定の教員をそこに割り当てることで、35人以下学級を実現しておるということです。

定数としては増えているわけではありません。

私共が担当しております長崎西彼地区のある学校の事例ですが、2年生の児童数が71名だったため、3学級ですね、1学級当たり23から24名で授業を受けていましたが、3年生でいきなり2学級になりました。

35名から36名の学級になり、一人一人への個別の対応も、とても困難になったと聞いております。

このような例が長崎県下で、多数、毎年多くの学校で起こっております。

私は自分の学校名を言ってしまったので、あまり具体的な例を出すのもまずいかなと思うのですが、私が1年生を担当しておった際に、1年生は30人学級で非常に少ない人数だったのですが、2年生で35人学級になった際に、そのクラスが非常に混乱して、いわゆる学級崩壊というような状況も起こってしまいました。

私が担任を外れて、それまで落ち着いていた子供達が非常に苦しい思いをしたことを私は非常に残念に受けとめております。

このようなことが長与町でも、起こりはしないだろうかというふうな危惧を持っております。

ところが、国の予算を策定する財務省では、本年度、自然現象以上の教員数を削減しようというふうに求めまして、小学校1年生も40人学級に戻すべきだという主張を行いました。

幸い、今回は予算案に盛り込まれませんでした。教育予算を削減する動きは毎年起こっております。

私どもが子供の頃と大きく違うのは、多種多様な価値感や生活実態のある現在社会の中で、多種多様な子供達が、各学校、各学級に存在するという点です。

私が子供の頃も40人ぐらいの生徒ががーっといたんですけれども、先生の言うこと聞いときなさいと、親は先生に任せとけばいいというような形も非常に多かったのですが、現在はそういうわけにはいかないというような状況です。

学校現場では、多種多様な子供達に対し、できるだけ個別に対応することが求められています。

そのような中で、子供の学ぶ意欲や、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠だと考えております。

充実した中での教育を実現するためにも、本年度も定数改善を是非求めていただきたいと考えております。

毎年、本要請の趣旨を御理解いただいた全国の多くの自治体が、自治体の議会が意見書を採択してくださり、国への意見具申を行っていただいております。

本県でも、長与町を始め長崎県議会、そして、長崎市、西海市等多くの議会での採択をいただいております。

本年度も、長与町議会におきましても、本意見書の提出をお願いいたしたく、述べさせていただきました。

何卒御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それぞれ紹介議員、あるいは参考人の方から意見等の陳述を行っていただきました。

これから今、発言があった内容、あるいはいただいておりますこの文章、請願の文章、意見書、これに基づいて質疑を行いたいと思います。

どなたか質疑ありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、そしたら請願の趣旨っていうことで書かれてある部分から、ちょっと現場の携わっていらっしゃる先生ということもありまして、ちょっといろいろお聞きしたいなと思います。

まずですね、中段あたりに新しい学習指導要領ということなった。

これ恐らく以前のゆとり教育というものから見直されて、非常にこう授業内容にしる、質にしる、非常に多くなってきたということかなと思いますけれども。

それプラスいろんな子供さんですね、特に最近はこの軽度、通常の発達障害の児童さんあたりの対応というものも課題になっているということもありますし、また長与町でも不登校等のあるということで、いろんな状況に対応していかなければいけないということで。

そこで、今の教職員の先生方の勤務状況の、この過密状況で、例えば具体的な非常に、

事例等があればですね、お知らせと言いますか、御紹介いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

私ども教職員の置かれている状況は、長与町も含め、大変厳しいものがあります。

多くの先生方が、毎日遅くまで残り、次の日の授業の準備をしたり、子供たちへの対応を真剣に考え、そして、明日はこの子にどんな言葉を掛けていいだろうか、この学校に来ないこの子をどういうふうに対応したらいいだろうか、色んな事で悩み、そして懸命に教育に携わっていることと思います。

具体的な事例としましては、教職員の精神疾患による病気休職率が、非常に高く、高い割合を占めております。

長与町の病気休職者の数は、私の方で申しわけございません、承知をしておりませんが、長崎市の場合、昨年度の中学校教員の病気休職者の数が、3ヵ月以上休んで、精神疾患で休んでいる方の数が25名、小学校も同程度の方が休んでおります。

これは、全体の教職員に占める病気休職者の割合ということで考えますと、非常に、他の職種に比べると非常に高いものになっております。

全国との平均もありまして、全国では、病気休職者、これ2010年の資料ですが、長崎県は29位くらいでありました。

この数が、毎年微増している、若干下がってるとこもあるんですけども、なかなか減らないということで、今ですね、私の実感としましては、各学校にお一人、あるいはお二人のそういう休職者、あるいはそういう休職経験者を抱えており、その方は復職されても、なかなか担任を持つということができないのでその分を他の先生方がカバーをしている、というような状況が各学校で起こっていると。

長与町でも同じような状況が続いているのではないかというふうに思っております。

勤務時間については、長与町でも勤務時間の管理を行っておりますので、是非、参考にしていただきたいと思っておりますが、多くの教職員がかなりの残業を強いられているという状況です。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

非常に具体的なですね、状況等も御紹介いただきました。

実は私事ですが、私の子供も今、小学生の子供がおりまして、結構学校の教職員さんの現場の状況というのはどうなのかなと色々と気になって、家庭での会話の中で色々自分なりに感じ取ったりするんですけども、一つ、こう気になるといいますか、大変な

んだなと思うのは、例えば今、県でフッ素のうがいをやろうということが今取り組みが始まっておりますけれども、本町でも、ある小学校でこの取り組みを先行的に始めるという段階で、多分先生方も大変なんだろうなと思っておりましたら、学校から保護者宛での便りが来まして、フッ化洗口をするのに手伝ってください。

そういうのを見るとですね、もちろん時間に余裕がある方は、保護者は手伝うというのは別に構わんと思うんですが、こういうのをしなくちゃいけないということはやはり、やっぱり人手が足りない、きちんと安全に、安全性を確保しながらやるというのはやっぱり一定の人手が要るし、なかなか教職員の手が足りないというのが一つ現状はあるんだなっていうのを感じます。

それからもう1点は、これも同じく保護者宛での便りでいろんな学校でのボランティアに協力してくださいというのがまいりまして、その中では、例えば一般的な掃除とかはあろうかと思うんですが、テストのマル付け、添削にも協力してくださいという、このあたりは本来ならやっぱり教職員がすべきことですよね。

例えば算数なんか、確実に答えが分かっている分は良いんですけども、例えば社会科とか国語とかこれをマルと判定するのか、非常に専門的な知見がいるような教職員の免許を持っている人が本来やるべき内容も、保護者に手伝ってほしいというのは、やはりこれも人手が不足してるのか、あるのかなというのを感じるんですが。

そのあたり、長与町のこれは事例ですけども、このあたりもやはり、そのあたりの教職員の不足というのが関係しているのか。

このあたり、もし見解があればお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

各学校現場の様々な問題に目を向けて頂いていることに、まずは感謝いたします。

フッ化物洗口の問題については、長崎市でも同様な問題が今、起こっております。

う歯率、子供たちの抱える虫歯の数、この目標数値は長崎県、それから長崎市でも1以下なのですが、既にもう1以下を切って目標達成しておりますけれども、県の議会で可決されたということで、今、全県的にこのフッ化物洗口の推進の動きがあっております。

学校現場の教職員から正直な意見を言わせていただければ、もう達成しているんだからいいんじゃないのと、もっと他の事にこの有効に時間を使わせていただけないかなというのが本音であります。

薬品を使うことですので、本当に子供たちがそれを誤飲、飲んでしまわないとかですね、いろんな心配があります。

現場では、担任、それから他の教職員も精いっぱい子供の安全に気をつけて、今でも

やっているところですが、さらに目が行き届かないことが考えられますので、多くの学校では、ボランティアという形でお手伝いをお願いしているのではないかなと考えられます。

マル付けの協力に関しましては、私も今聞いて、信じられないというふうに思っております。

子供のプライバシーにも関わる問題ですので、非常にこの辺は慎重に是非やっていただきたいなという思いとですね、確かにマル付け、子供の数が増えれば増えるほど、とても時間がかかります。

私も今32名、子供を受け持っておりますが、勤務時間の中でマル付けはする時間は全くありませんので、家に持ち帰ってしているという状況ですが、マル付けをする時もお昼休みとかにかが一っとしていくわけですが、そんな時間も、それをもし他の方が保護者にしていただくのは私は問題だと思いますけども、他にそんなお手伝いをしてくださる方がいれば、その分を子供たちと語り合ったり、目を向けたりする時間がたくさんとれるのだらうなと思って。

きっと、その学校ではそういう思いもあるのかなというふうに推測をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

この請願に反対するのでございませぬけども、一つちょっと意見的に。

35人学級以下が一番理想なあれでしょうけども、5人増えただけでそんなに負担掛かるんですか。

先ほども言われたように、私達の時は40人も45人もおってコミュニケーションが取れてかえって良かった、それを先生がまとめていきよったわけですよ。

それに、その辺にもその先生の指導のやり方に問題があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

貴重な御意見ありがとうございます。

先ほど申しましたように、35人以下学級と40人学級でのまず子供の人数ですけれども、5人違うだけというわけではなく、例えば、90名、子供がいれば、ごめんなさい、80名子供がいれば、40人以下学級では2クラスなんですけど、40人、40人のですね。

これが35人以下学級になりますと、いきなり20数名の3学級ということになりますので、1学級の人数の差は10何人というふうにかなり差が出てくることになります。

教職員の負担は、例えば先ほどのマル付けにしても、10名違えば、簡単に言えば1人1分で付けるわけにはいきませんので、30分ぐらいいろいろなことで負担が増えてくるということになり、その分子供に目を向ける時間、直接語り掛ける時間等も少なくなってくるというふうに考えております。

山口議員のおっしゃるように、たくさんの子供たちの中で学級全体の事を一つ一つこう考えながらグループ作りをしていったりとか、そういう技量も私たちに必要だと思いますし、そういう力を多くの先生に身に付けていただけるように、研修等も進めてまいっているところですが、ゆとり教育の廃止ということで、今ですね、小学校6年生はほぼ6時間目まで、毎日授業が入っております、子供たちが下校するのが4時です。

勤務時間終了が4時45分ですので、その45分の中で、技量を高め、先生方と打ち合わせをし、明日の準備をしというのは、到底不可能になってきているというような状況です。

私どものその研修をしっかりとやっていって、そして、子供たちの集団的な力を高め、子供たちの力を更に高めていくためにも、是非、定数の改善の方もですね、実現していただきたいなという思いです。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

それは理解しますけども、やはり私もPTAの方に大分おりましたけども、やはり先生によってですね、文句ばかり言う先生がおるとですよ。

そういった先生が一人、二人おっとですよ、どこでも。

その人達は、言った割には協力しません。

4時半には帰ってしまいます。

そういった中でですね、やはり今、先生に言うちょっと厳しい意見ですけども、もう私からすれば現場を見た時に、理想的な考えしか聞こえんわけですよ。

そえけん、もっと子供たちとコミュニケーションを取っていけばうまく行くんじゃないかなという思いがします。

それとその先ほど、先生的な病気についてでございますけども、これは学校内だけで起こる問題じゃなくてですね、今やっぱり保護者があまりこう、お利口になってしまってますね、学校に対して色々な意見を言う人が増えてから、そういったことが増えてきてることであってですね、やはりそういった問題はやっぱりこう、私はその、ちょっとこれ、かけ離れますけども、保護者が先生を支えていかんとなかなか先生は育っていかないと思います。

ちょっと質問なんか分かりませんが、それに対して何かあれば答弁をお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

質問の趣旨は理解していた、今答弁がありました、山里参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼します。

教職員に対する具体的な御意見だというふうに受けとめさせていただいております。ありがとうございます。

すぐ帰る先生も確かにいると思います。

それから保護者の方、それから子供たちのコミュニケーションをですね、更に深めることで教育の質は確かに良くなっていくと思います。

そのためにも、少しでも1人の教職員に、もう少しゆとりがあるような形になって、保護者との繋がり、そして子供たちとの繋がりも、更に深めていけるような形でやっていけたらと思っておりますので、是非御理解のほどお願いいたします。

教職員の方も先生の御意見等、受けとめながら頑張れるように、私も伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

お尋ねします。

長崎県は予算が少ないということで、県が実質は10%、国からの紐付きの補助金が90%で運営されているという御説明をいただきました。

私が、国の1学級のクラスと、今、県、長与町も県の基準でなっているわけですが、調べたところ、国は小学校1年生が35人、2年生から中学校3年生までが40人、ですが、県の基準は1年生が30人、それから先生がおっしゃっていた2年生と6年生が35名、あと中学校1年生が35名。

他が40人と。

私としては非常に長崎県においては、予算が少ないにも関わらず、手厚いと言いますか、特に本町の事を言いますと、教育に力を入れていると、私も保護者自身思うわけですが、先生が先ほど最初に説明をされた、長崎県の予算が少ないから、正職員、本来だったら正職員の先生を採用すべき所を臨時採用の先生方でお願いをしているというふうに理解したわけですが、本来その割合と言いますか、本当だったら正職員の数がこれくらいの割合なのに、今これくらいっていうのが今お分かりになれば、教えていただきたいと思うんですけれども。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

まずですね、長崎県とそれから全国の学級定数の分ですけれども、現在は全国では小学校2年生までが、1年生と2年生が35人以下というふうになっております。

長崎県の場合はその分に加えまして、小学校1年生を30人以下、そして5年、小学校6年生と中学校1年生を35人以下学級というふうにしておりますけれども、先ほども少し説明をさせていただきましたが、その分は、あくまでも定数内、教職員の定数内で、実際は国からは少人数授業を進めるために、例えば2つの学級を算数の時間だけ3つに分けて、そして人数少なくして授業を手厚くしてくださいよとか、ティームティーチングと言いまして、1つの教室で2人先生が算数の時間とかに入って、2人で教えていきなさいよ、としているこの1人の方を、1年生と6年生、それと中1に回しているというような形で、内部でやりくりをしているというふうに考えていただければ良いんじゃないかなと思っております。

小学校1年生や6年生の担任は、とても助かっております。

ただ、その他の先生方は、実際に本当は来てくれるはずの先生が来ずに1人で授業しているということが他県よりも多いというようなことになっております。

長崎県の教職員の正規の数、昨年度ですけれども、小学校で正規教職員が3,916人、そして非正規が305人。

中学校で2,483人、非正規が228人。

特別支援学校で正規が670人、非正規が160人というふうな、という数になっています。

すいません、私どもの方もここらへんの数については今日、長崎県全体でとかその長与町でというのを今持ち合わせておりませんので、もしよろしければとまた、細かい部分やこれまでの推移、それから全国との違いについても御準備させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

はい、ありがとうございます。

すいません、私が国の基準を2年生から40人と間違えておりました、すいません、失礼いたしました。

それではですね、もう一つ質問なんですけれども、先生があ国からの交付金、これは教職員の定数の維持の為にということで、交付されているというふうにお伺いしました

けれども、もっと他の利用方法がもう少しですね、その限定されずにあればもっと良いのにとこのように私は伺ったんですが、例えばどのような、今定数維持のためだけにこれは補助金 coming しているということですけども、どのようなことで、こう、この縛りがなければというようなことだったのかちょっと教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

私の言い方で少し誤解があったようで申し訳なく思っております。

今、紐が付いているので、定数として、教職員定数の分の財源として使われているのですが、これを今全国的にいろんなところで、この紐付きでなくそうという動きや声が上がっております。

もしそうなってくると、その分の予算を他の、例えば道路を造ったりとか、何か別のものを建設したりとか、多分足りない分はたくさんあると思いますので、そういったところに回されてしまい、教職員の賃金ではない部分に使われてしまうと。

そうなってくると、それこそ更に、非正規雇用の方を増やして定数を確保したりとか、そんな自由なことになってきて、各県の今の水準が更に広がるのではないかということをおもひは懸念をしております。

どちらかという、基準をきちんと守っていくために、この紐付きはしっかりと確保していただきたいというふうなのが私どもの願いでございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、この定数をやっぱり少人数授業でやっていこうというのは、別に教職員組合だけの話じゃなくて、もう政府、財務省はちょっと違いますけども、基本的に安部政権も含めてそれをやっていかんと言ってますよね。

それから、文科省自体もそういう立場であろうというふうに思いますし、教職員のそういう過重な状態を解消するということは、行き届いた教育、子供たちの教育の質の向上と一体不可分、全く同じことじゃないかというふうに、こう思うわけです。

例えば授業の中で少人数になってやっていくとすれば、例えば、子供さん方の発言する機会を増やすとか、発表する機会も増えますし、そういったことで、いろんな話し合いをしながら教育効果も高まっていくんじゃないかというふうに思いますが、このあたりの学校現場で携わっていらっしゃる先生の実感として、このあたりの教育的効果はいかがお考えでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

人数が増えることによる教育的効果は、様々な場面で非常に高いというふうに考えております。

もちろん担任が、子供たちを見る人数もそうなのですが、様々な、例えば授業の準備等も今IT関連の大型のモニターとか、パソコンとかを教室に持ち込んで、そしてその中で子供たちに本当に視覚的に、足し算が分かるようにとか、円の面積が分かるようにとかいう工夫を様々な先生が努力されていますが、その準備する時間一つにしても、人数が増えていくことによって、分担することができます。

ほとんどの先生がそれを、勤務時間外に準備を今のところしているわけですが、その分の負担が人数が増えることにより、少しでも減り、そして子供たちに分かりやすい資料を提供できる。

そして、子供たち一人一人に掛ける言葉も個別に掛けていけるということで、子供たちに対する教育の質も随分と向上するのではないかなと考えております。

私たちその教職員サイドから見たら負担が減るということで、甘いじゃないかというふうに御意見もあるとは思いますが、負担が減りゆとりができるということは、子供たちにとっても、非常にプラスになることだというふうに私どもは確信をしております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、安藤と申します。

今日はどうもありがとうございます。

私も以前、教職をしておりました、現在妻もまだ元気で働いていますので、現場の大変さはですね、重々分かってるつもりですし、保護者が求めるものとか子供たちが求めるものについても、先生がさっきから説明があつてますけれども、よく理解しております。

一方、保護者の中には厳しい意見も、先ほど隣の委員がおっしゃってましたけれども、そういった意見もあるわけですね。

そういったことで、今のいろいろ皆さんの質問の中で、私もだいたい毎年これが出てきているということで、理解はしています。

一点だけ。

我々議員は、請願を受けた後に、いわゆる可決した後、意見書を上げることになりませんが、意見書というのはやはり現実性が伴わないといけないというふうに言われております。

これが毎年上がってきながら、上がりながら、具体的にもっと言うと、もうずっと10年来多分上がってきてるんですよ。

ただ、民主党政権下でもこれが復元がなされなかったのに、まだ上げ続けても、やはり現実にはいかがなのかなってというのが私一点あります。

2分の1の復元というのをずーっとうたってきているんですが、これは私はもう予算的には無理じゃないかなとか、明らかにですね。

増して、新年度予算ですので16年度予算ですよ。

ですので、一方よその団体もこういったのは上げてるんですね。

多分教育長会とか、首長の会とかですね。

教育長会に、全国の都市の教育長会にいたっては、ここの部分は2分の1ではなくて、いわゆる現状よりも増加させていくという、財政的な措置を増加させていくというふうな形で、文科省に対して要求をしておりますけれども、このあたりをですね、もうそろそろ、こう現実的なものに変えるように内部で、ま、先生自身の意見でここはどうかできるものじゃないと思いますので、組織として、やはりこうちょっと、考えていくべきではないかと思っておりますけれども、その1点について、すいません。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

貴重な御意見ありがとうございます。

2分の1復元というのは、私ども教職員組合だけの願いではなく、例えば他の教育委員会等でも、現実にそうなれば良いですよというふうに御意見を頂きます。

実際問題として、2分の1復元をすぐに実行というのは非常に難しいと思っておりますし、安藤委員さんのおっしゃっているように、別の形で予算増というような形で、意見書を出させていただいている市町議会もあると聞いております。

その辺につきましては、私どもも柔軟に対応させていただいておりますので、各町の議員さんの意見を頂きながら、現実としてこちらの方が出しやすいのではないかというものは、取り入れさせていただいておりますので、今後の御参考にさせていただきまして、もしもう少し別の形でというようなことがあれば、そのような形でも私どもも準備をさせていただきたいというふうに考えております。

ただこの2分の1を求めていくこと、それが多数の議会でこの2分の1復元が求められていく事によって、今のところ、歯止めがかかっているという部分もありますので、是非御理解をいただいて、本議会でもこの件について、まず今回は、可決していただけたら

いかというふうをお願いをする次第でございます。

以上でございます。

他にありませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

毎年ですね、こういう形で出ておましてね、私もずっと賛成をしまいでございましてね、非常に趣旨は賛同いたしておるわけです。

そういう意味では良いんですが、ちょっとお尋ねなんですが、この1番上のテーマですね、にちょっと私疑問を持つんですけどね。

これ毎年こうなっておるんでね。

少人数学級の推進などの定数改善と。

少人数学級の推進というのはですね、これよく分かります。

よく理解をするんです。

ところが、少人数学級の推進などの定数改善としますとね、少人数学級と定数改善はイコールということになるわけですね。

それで定数改善というのは、今ですね、文科省なり過去の文部省のですね、長年の中ではですね、この望ましい学級規模的なですね、学級の規模はこうなんですよと。

こういう表現をしてきましたですね。

そうしますとね、定数改善としますと、教職員の定数改善とですね、混同されてしまう可能性があるということで、果たして少人数学級の推進と言うとですね、現在の40人学級を少なくとも、少なくしてくださいよと。

例えば30人学級に全部をですね、してくださいよという意味からいきますとね、この全部その少人数学級に含まれていくわけですね。

従って、などの定数改善というのはですね、私は不要ではないのかなと、いうふうにですね、従ってこの文章の中にですね、先ほどあった35人学級ですね、1年生は30人です。

そういう中学校は35人と。

こういう課題あるわけで説明がありますのでね、テーマとしてはもう従来はずっとこうなっておったんですけどね、よくよくこう、私昨年からよく考えとったんですが、どうもその、おかしいのじゃないかなと、この表現はですね。

そういう感じを持つとるんですが、その点はどうお考えをしておられるのか。

全く問題ないという解釈であられるのかですね。

見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

貴重な御意見ありがとうございます。

と、それから、その辺が非常に分かりづらいというか、誤解を招きやすい表現であるというふうに理解をいたしました。

大変申し訳なく思っております。

私どもといたしましては、まず少人数学級を推進していくためには、教職員の定数を改善をしていかないといけないという意味で、こういうふうにかかせていただいておりますけれども、少数人数学級推進以外にも例えば、それこそティームティーチングであるとか、その他の加配の教員を増やしていく事で、子供たちの教育の質を高めることができるのではないかとということで、など、という表現を使わせていただいているところです。

その他の人数はまず抜きにしても、まずは少人数学級の推進をということであれば、そのような形の文面でもこちらとしては準備させていただけると考えておりますので、御意見をまた頂きながら、文面について訂正できる部分は訂正もさせていただきたいと思っております。

要は、子供たちの教育水準を向上させるために、教職員の定数の改善が必要であるというお願いでございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そうしますとね、私はですね、この少人数学級の推進とこの定数改善というのはね、学校、教職員のですね、定数改善の場合にこの定数改善という表現使いますのでね、そうなのかなという過去もですね、思って実はまいりました。

ところがよくよく考えるとですね、そうじゃないのではないかとという意味で先ほど申し上げたですね、通りだったんですが、今の見解では、少人数学級を進めていくと、当然ですね、教職員の定数は足りないよと。

それは非常勤のですね、免許を取ってもですね、非常勤でも良い訳ですね。

それで先ほど、人数をその3,916と305と、この305ですね、非正規職員、正職員じゃない、県のでね。

採用されてないと。

この人ですね、その事を示しておるんですが、そうでは、それもよく分かるんです。

そうならばそのようにですね、少人数学級の推進とですね、あるいは並びにその定数改善と教職員の定数改善というようなですね、表現になっていかなければ、私は善意に解釈しますとね、先ほど言いましたような、そういうことですね、だから望ましい基

準のですね、拡充というかですね、そういう意味ではないのかなというふう思っ
たんですが。

今のような山坂さんの話では、教職員の定数改善ということであるとす
ね、少人数学級の推進イコール定数改善などのですね、にはなり得ないと。

だから、少人数学級の推進並びに教職員の定数改善、というふうなす
ね、明確になるようなですね、表現がいいのかなと、いう感じをです
ね、今したんですが。

それはどうなのでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

岩永議員のおっしゃるとおりだと思います。

教職員の定数改善というふうな文言の方が意味が非常に伝わりやす
いと、いうふうに考えております。

もしよろしければ、そのような形で改善をさせていただくと、私ども
も私どもの真意が非常に伝わりやすくなったと思います、なると思
っております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

今の件は、この意見書（案）についての審議がありますので、その
中で議論をしたいというふうに思っております。

他にありませんか。

今の発言は取り消します。

採択がまだでした。

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この意見書の・・・の8行目にあるこのOECD諸国と比べて、とい
うのがいつも意見書ですとかこの趣旨の中にも盛り込まれてお
りますけれども、このOECD諸国と比べて、結局は日本がト
ップクラス1番上のアイスランドですとかそういうところと
比べて、決定的に違う点っていうのは実際どういうところな
んでしょうかね。

いつもOECD諸国に比べてっていうところ、文言だけで、実
際どういう違いがあるのかっていうのが、やはり見えてこ
ない部分があるんですけども、その点を1点お願いしま
す。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

教育の内容についても様々な違いがあるようですが、今回、ここで、私どもが伝えるは教職員の定数の違いです。

教職員1人あたりが、受け持つ子供の人数が格段に違うというふうに捉えていただいで結構なんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その教職員の数が違うということで、他のOECDの他の国ってというのは、そのこと
によって、かなりメリットがあるというふうに受け取られているということですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

特にアイスランドとヨーロッパ諸国で、非常に教職員の数が子供たちの数に比べて高いところの教育水準は、様々な学力調査等によって立証されているところでございます。

日本でも同じように、ただ知識面を強化するだけではなくて、しっかりと考えて、そしてそれを実際に生かすことができる。

そういった子供たち、人づくりを是非進めていくためにも、定数改善が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

結局、国庫負担を元の割合に増やせというこの意味は、要するに国がやはり子供たちの教育に対する財源を一定程度しっかり保障するその責任を負うということだろうというふうに思うんですね。

で、私も前、一般質問の中で言ったことがあるんですけども、教育っていうのはそもそも、人格の形成というのが日本国教育基本法の中でもですね、書かれてありますし、特に子供たちに対する教育というのは、別に市町村が自分たちの損得でやるわけじゃなくて、やはり子供たちの人格きちっと形成していくということが本来の趣旨で。

例えばですね、今言われてるのは、これ市町村の、自治体の財政の格差が子供たちの教育の格差になってはいけない、絶対してはいけないということじゃないかと思うんで

すよ。

例えば、子供たちを熱心に指導して、子供たちを教育して、その子供たちはやがて、別にその自治体の中に留まってるわけではなくて、もちろん自治体の中で、就職してっていう方もいらっしゃるけれども、比較的、大阪、名古屋、東京、関東圏といった大都市部に出て行って、そこで生活し、そこで税金を納めていくわけなんですよ。

そうしますと、例えば大都市部ではそういった方々が移住して、多額の税金を納めて、その自治体は結構裕福にどんどんやっていけるようになりますし、地方においては過疎化の中で、なかなか子供も少ないという中でどんどんこういう格差が広がっていくということで、やはり国のあり方といいますかね、そういう非常に問題だということから、やっぱり各自治体任せでなくて、国として考えなくちゃいけないという、そういう姿勢がこの2分の1復元ということによって表れているのかなというふうに思うんですけども。

国、先ほど言いました、国が財源を保障することの重要性って言いますか、このあたりは、ついでに考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

今まさに堤議員がおっしゃっていたとおりだと私どもも思っております。

国が責任を持って、子供の人格形成を行っていくこと、これがまさに私どもの願いでもございます。

地方自治体によって、教育の格差が生じてはならない。

そのように私どもも思っているところでございます。

御意見ありがとうございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

はい、中村委員。

○副委員長（中村美穂委員）

すいません、国の補助がもっと増えれば、長崎県は、私がいつも思うのがですね、私の子供は高校3年生ですけども、将来の仕事の選択肢の一つとして、教職、うちの子は希望ではありませんけれども、よく言われるのは教育学部に行って先生になれるように勉強しても、長崎県では採用枠が少ないので、私としたらとっても若くてやる気のある、一生懸命やっている子供たちが、結局現役として、なかなか先生の採用枠に入らない、知っている子供でも長崎県の採用枠に入らなかったのが神奈川県に行った子供がおりますけど、子供って今、大学生ですけどね、大人ですけども。

そういったことも踏まえて、このように予算措置がされれば、今現在非正規で働いて、

非正規といってもお給料とか待遇の面全く違うと思うんですが、本来の先生としてのですね、私たちから保護者から見れば、同じように頑張っているわけだから、その先生方の生活を保障するためにも、この国の予算がもっと引き上げられればというような理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

まさに今、中村議員がおっしゃっていたようなお考えが正しいというふうに考えております。

長崎で、長崎が地元の子供たち、それから今学生さんたちで、長崎で教員になりたいという方がたくさんおられます。

長与で、自分のふるさとで教員になりたいという方も、どうしても正規で採用される枠は少ないので、よその県に出ているという現状は、本当に私の周りでもたくさんあります。

教職員の定数が増えることによって、そのような方たちの採用枠が増え、そして地元で働く、地元に残る方は今後も増えていくというふうに考えておりますので、是非よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

質疑ありますので、委員長交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

紹介議員の発言の中で、私がちょっとメモが間違えておったら、お詫びをしますが、多分、趣旨的には理解していただけたと思いますので。

冒頭、非正規職員の増加が、質の高い教育を受けられない状況に繋がっているという趣旨のものがあったと思うんですが。

非正規教職員を置かざる得ない現状というのは、私も理解がしております。

ただ、そういう職員が、質の高い教育を受けさせるのに、そういう教職員では駄目だということにとられては、これは私は問題があるんじゃないかなかなと。

やっぱりそういう意味では、その非正規の教職員の皆さんもいろんな事情があって、一端教職にあったものがリタイアして再度と。

そういう人もおられるし。

必ずしも質の高い教育を、そういう非正規の教職員が増えたことが、質の高い教育を受けさせることができなくなったということはないんじゃないかなという気がするんで

すが。

そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○副委員長（中村美穂委員）

山坂参考人。

○参考人（山坂幸三君）

失礼いたします。

委員長がおっしゃるように、非正規の先生方が質が低い、というわけでは決してございません。

非正規で働いている皆さんも子供たちのために、一生懸命努力をされていらっしゃることは間違いございません。

そういう意味で、非正規雇用が質の低いというふうに繋がるといふふうな受けとめ方をされるのであれば、私どもの表現がまずいのではないかなと思ってお詫びしたいと思います。

ただ、非正規雇用の先生方は、毎年生活の不安を抱えながら、教職に付かれているのは間違いのない事実でございます。

私の身近におります教職員ですが、本年度39歳で採用になりました。

22歳に卒業してからずっと採用試験を受け続け、家庭を持つことがままならず、ずっと独身のまま、そして御自分の御両親の元からずっと通いながら、何とかそれで生活をしてきたというようなことが、もうたくさんございます。

きちんとそういった方々の生活もきちんと補保障していけるような制度になるためにも、定数増を是非、目指していきたいと思っておりますし、私どもは、臨時採用の方でも、しっかりと生活していけるような、そんな待遇改善も同時に目指しているところでございます。

もう一つは研修の問題です。

正規採用になりましたら、1年目から初任者研修等、それもその先生が出ている間は他の先生が入って面倒見るといふのが予算的にも補償されておりますが、そのようなきちんと公的な研修をなかなか受けることができないというのも事実としてございます。

そういった問題を減らしていくためにも、今回のこの要請書を採択をしていただければと思っております。

以上でございます。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他に質疑ありませんか。

ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

すいません。

参考人、紹介議員、退席をお願いします。

なお、傍聴人としての参加はできますので後ろの方で。

はい、それでは、討論が終わりましたのでこれから、あ、質疑が終わりましたのでこれから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

賛成、はい、安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、では私は賛成の立場から討論させていただきます。

憲法第26条には、国民の教育を受ける権利について定められ、義務教育はこれを無償とすると明記されております。

義務教育費国庫負担制度は、この26条の基礎となる制度でございまして、財政力の弱い地方自治体に住んでも、全国同じ条件で教育が受けられるように、義務教育に係る費用を国が一定割合負担する制度であり教育の機会均等、義務教育の全国的な水準の維持向上に大きな役割を果たしてきました。

先ほどの説明からもありましたけれども、これがいわゆる2分の1から3分の1へと平成18年度に引き下げられまして、これは現在も同様の状況であります。

減らされた分につきましては、国庫補助負担金として、あるいは地方交付税という形で税源移譲が行われているようですが、いわゆる今日の地方交付税の削減を受けまして、地方への予算が減らされることとなれば特に財政力の弱い地方、長崎もそうですけれども、義務教育の予算にしわ寄せを受けることになりかねませんので、このことから、義務教育の運営に直接責任を負い、国が責任を負い、そして義務教育を支えてきた地方自治体が改めて国庫負担制度の必要性を政府に対して訴えることが必要と考えます。

以上のことから、本請願に賛成といたしたいと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

賛成、反対いずれでも結構です。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についての件を採決いたします。

本請願を、採決すべきものとするに御異議ありませんか。

採択すべきものとするに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決しました。

暫時休憩します。

場内の時計で10時50分から再開します。

(10時42分～10時50分休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、委員会を再開します。

これから、採択をしました請願の意見書について、審査をお願いしたいと思います。

暫時休憩して自由に発言をしたいと、していただきたいと思います。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開します。

13時まで休憩をいたします。

(11時29分～12時59分休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

皆さん、こんにちは。

これから、所管事務調査を行います。

まず最初に、図書館問題についての件を議題といたします。

調査事項についての説明をお願いをいたします。

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

昨年度から、基本構想の策定に町長部局の政策推進課の方で策定に取りかかったところでございます。

それで、今年の3月の26日に、第8回、8回一応行っておりますけど策定委員会です、26日の日に町長の方へ答申をいただきました。

その後なんですが、まず補助の関係のお話をさせていただきますと、当初考えておりましたのが、都市再生整備計画事業ということで旧まちづくり交付金を使った補助を考えておりました。

これは町長部局の方の都市整備課が担当していただいております。

この補助の関係です、26年のこの補助は8月に名前を変えまして、都市再構築戦略事業と名称を変更しております。

この中身に関しましても、現在、線引きされている市街化区域をさらに圧縮する方向へ誘導してですね、調整区域での新たな開発が難しくなるようになってきます。

この戦略事業に関しましては、都市再生整備計画という計画を立てることがもう必須

条件です。

その計画を立てますと、そういった縛りが出て来るものですから、なかなかこの事業に取りかかるのを、今、躊躇してるところでございます。

図書館に絡む補助がですね、他に教育関係、文科省関係とかないかどうか探してるんですが、なかなか他にない状態です。

それで国交省の方にも出向いて、一応町長担当部局ですね、要望に行くようにもいたしております。

新たなメニューを求めてですね、行くようにしております。

今まで、質問の答弁等でもお答えいたしてきましたように、やはりこの大きな補助がないと、この20億からかかる図書館ですから、なかなか財政面でもOKが出ない状態です。

今、現在まだその、何ですか、調査、その国庫補助事業等の調査研究の継続をしている状態です。

それから、基本構想の中にも入れておりますけど、これが出来上がったら図書館準備室ですね、質問の中にも入れていただいておりますが、図書館準備室等を造って進めようとは思っていたんですが、こういう状態ですので、なかなかその設置にもまだ至っておりません。

3月末を以って、政策で担当してきましたこの基本構想ですが、ここでもう一応政策の方は作り上げたということで、次の段階、次の担当部局をどこにするかというのも、まだ、今、協議中でございます。

教育委員会サイドでやるのか、また町長部局で担当するのかっていうのもまだ検討中でございます。

まずは、その先ほど申しました補助のどんなものがあるか、こういったものが使った方がいいかっていうのを研究をまだしている状態でございます。

以上が、新図書館に関する今までの、これまでの状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

今までの経緯、経過について説明がありました。

なかなか補助金のメニューが限られておって、難しい問題だという状況でありますけれども、今、説明があった事項等もごつくばらんにはですね、いろいろ質疑あれば出していただきたいと思えます。

質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、概略、今、御説明いただいたんですけれども、都市再構築事業云々ということで新たな、新たなと言いますかね、そういったもの活用しようとする、計画を立てると、計画は立てないといけないけども、諸々の縛りがあるということですが、もう少し

平たく、どんなは縛りと言いますか、どんなことが懸念されるのか、このあたりをちょっと説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

この計画の中にですね、必要条件として、中心拠点区域っていうのを設けなくちゃいけないようになっております。

その中には、医療とか福祉、商業等の都市機能を中心部に集約しなくてはならないようになっておりますので、そういった区域のもう、限定がされてしまいます。

これをしてしまいますと、今度は長与町他、調整区域等ありますのでそういった所の開発がもう全くできない状態になってしまいます。

この図書館の為にこういった縛りをかけていいのかっていう状況もございます。

今から先ですね。

今の市街化区域がまだそこ、それ以上の市街化区域を求められると、そういった状態になってしまいますので、その区域以外、例えばいろんな長与町、他にも区画整理をやりたいとか、開発やりたいとかあるかもしれませんので、あると思いますけども、そういったのがもうできなくなってくる。

そういったように県の方から指導を頂いております。

この事業を使えばですね。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この活用については、議会のまちづくりの特別委員会ですね、このきっかけになったのがですね、県の都市計画課のその、人を講師に呼んでね、その中で最後に話し合う中で、この都市関係のね、補助しかないよと、いや、補助があるよというような提案を聞きましてね。

それですぐ理事者に私もお話をしたことなんで、それから、そのメニューに飛びついたわけですかね。

私はそれでいくものというふうに思ってたわけですね。

ところが今聞きますと、今堤委員からあったように、逆に言えば何故できないのかというね、そういうことに繋がっていくだろうと思うんですけども。

それが、その中心市街地にそういうものを造っていかなければいけないと。

それで、他の開発とかね区画整理とか、そういうものが出てきた時にできないと、いだけの理由ではですね、いかがなものかなというふうに思うんですね。

だから、もう少し、例えば今その町ではね、図書館についてはその区画整理地内ということでしたね。

他の今福祉計画で、例えば、何かがあるかという、今のところ具体的にはでていないですね。

あるいはその都市施設についても出ていないと。

逆に、その公共施設の、その再整備がですね、必要じゃないかという時代にですね、あまり新しいメニューというのは今のところはないわけですかね。

そういう状況の中で、この都市整備のその再整備の計画、そういうものを作りながらですね、それで中心市街地のその活性化という面からいけばですね、その時代的には逆に合うんじゃないのと、いうですね、感じもするわけですかね。

だから何が中心市街地に、そこも想定してですね、何が問題になっていくのかいうところまでその町全体的にね、話し合いをしておるわけですかね。

今の話ではどうも、そういう逆じゃないのという感じも逆にするんですけどね。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

確かに図書館のメニューがこれに入っておりますので、ただ先ほど申しましたように、この長与町の今から先の将来計画をきちっとした青写真を持っていないと、これにまず取りかかった場合ですね、何ですか、そこ以外の地域の開発、そういったのができなくなるということで、県、国とヒアリングした時に、担当課の方で聞いてきておりますので、ちょっとまだこの、これに今取りかかるというのは、まだまだちょっと研究が必要かなとは思っておる状態です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今、その総合計画の基本計画の5ヵ年の候補計画の見直しもしようとしてる矢先、最中ですね。

そういう中で、今の話からいけばね、将来の長与のあるべき方向というのはですね、今のうちに定めてですね、そして持って、この前から私申し上げるように、基本構想にですね、ぴしっと位置づけてですね、それで5ヵ年計画でそれを具体的に5ヵ年でやっていくんだと。

それに図書館なんかですね、乗りきるのかということも心配を逆にされるわけですね。だから、それには財政の裏づけが必要だと。

だからこそ、文科省の補助なんて全くないわけですからね。

これは絶対あてにならないという、私達の過去の経験上がですね、思ってますのでね、せつかくのそういうそのメニューがあるわけですからね、今こそ、その将来のまちづく

りをね、真剣にやっぱりみんな寄ってたかってですね、どうするんだと。

どうしようかと。

こういう方向に行こうと、こういうものをですね、今こそ作らないかんのじゃないですか。

だから今すぐ申請にはなりませんよね。

言われるようにね。

それは1年か半年か、1年かけても良いじゃないですか。

そして、それを持ってですね、財政の財源の裏打ちを、その図書館の方はそれで最大限の努力をしながらですね、そういう町づくりの方向を定めてですね、それに向かってどんどん走るといふぐらいの勢いがないとね、考え方がないとね、財源はもう見つかりませんよ。

その全部起債に頼らざるを得ないということですね、逆に基金を何年か、5ヵ年なら5ヵ年でね、積み立てていって、それをもって、あとは起債で賄うというようなものしかできていかないわけですからね。

せっかくやっぱりそういうメニューがあれば、そうした前段で言いましたように、まちづくりのね、将来の方向を至急ですね、やっぱり議論しながらね、方向を定めると。

それによってそれを確保していくというふうなですね、そういった計画性を持ったですね、行政をしていくべきだというふうに思うんですね。

努力を是非していただきたいなということを含めて、見解をお聞かせを頂きたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

ありがとうございます。

以前からやっぱり言われております公共施設の再配置、計画とかですね、また来年度立てなくちゃいけない施設の総合管理計画、そういった諸々をやっぱりクリアしないと、これは財政もそうなんですけど、なかなか取りかかってはいけない大きな事業だと思っております。

そっちの方をですね、早急にやろうと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他には。

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

再開します。

一応、図書館問題、まだまだ難しい問題があるということを頭に十分入れ込んでいただいたと思います。

最後に、荒木部長に一つ。

この図書館問題に取り組む姿勢、こういったものを披露していただいて、今日は締めたいと思います。

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

すいません、いろいろ御心配をお掛けいたします。

ずっとですね、図書館は10年以上も前から必要だ、早く欲しい、欲しいということでこういった構想等を立てております。

この構想がですね、実現に向かいますように、私達としては努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

これで、図書館問題についての所管事務調査を終わります。

場内の時計で45分まで休憩をいたします。

それでは、休憩前に引き続いて、所管事務調査を行います。

コミュニティバスの問題について、これから行います。

たくさん資料を準備していただき、ありがとうございます。

じゃ、この資料の説明、あるいは現在の長与町の検討・研究状況についての説明をお願いをいたします。

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

それではですね、まず資料に基づいて御説明申し上げます。

コミュニティバスにつきましては2種類お配りしてと思います。

まずは、九州運輸局の道路運送法の事業区分とコミュニティバス導入のポイントというものでございます。

もう一つが国交省自動車交通局旅客課の地域公共交通づくりハンドブックというものでございます。

それでは、九州運輸局のですね、資料の方からですね、まず御説明をいたします。

それではですね、まず1ページをお開きください。

まずコミュニティバスの定義等でございます。

基本的にコミュニティバスは、ここにあります道路運送法を根拠法令としてですね、運用をされているというものが一般的でございます。

そのコミュニティバスの種類といたしまして、そのグリーンの部分です。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者に委託して運送行う乗り合いバス、乗り合いタクシーを含む。

これは、一般的に路線バスの事業者に委託をして運行を行うというものでございます。

(2) 市町村自らが自家用有償旅客運送車の登録を受けて行う市町村運営有償運送ですね、これちょっと分かりづらいんですが、市町村がバスを所有してですね、それを自らもしくはバス事業者に委託をして運行すると、いうこの二つのパターンがございます。そして、その下段です。

運送法との関係でございますが、これはそれぞれ今申し上げた(1)がその一般乗用旅客自動車運送事業者云々ですね。

(2)がその自家用有償旅客運送車云々という所で、道路運送法にこういう規定として、こういう規定がございますということです。

2ページをご覧ください。

道路運送法はですね、さまざまな運行形態について規定をしております。

皆さんご存知と思いますが、緑ナンバーと自家用の白ナンバーとございます。

上段が事業用の緑ナンバーですね、下が自家用の白ナンバーでございます。

それで先ほど申し上げました一般的なそのバス事業者に運行を委託をする、バス事業者が所有する車両を利用してコミュニティバスの運行を委託するという場合、上段のこの緑の色づけされている部分になります。

ナンバーは緑ナンバーで、旅客自動車運送事業という表現になっております。

輸送の対象は誰でも運送することが可能ということです。

その右側ですが、3段になってますが緑色ですね。

1番上が乗り合いバス、中段が貸切バス、下がタクシーでございます。

乗り合いバスと、それと貸し切りバス事業者に対する委託も可能という意味です。

そして1番下はタクシーに対する委託も可能ということでございます。

1番右側はその運行形態ですが、ダイヤとバス停を予めきっちり定めた路線バス形態、それと路線の不定期運行と書いてありますね、不定期のバス、それとデマンドのバスと。

そういった形の運行形態がございます。

これをご覧になって分かりますように、基本的にバスと乗り合いタクシーは、車の形状は変わりますけれども、根拠の法令は変わらないという所でございます。

下段にまいります、先ほどの(2)の部分です。

市町村自らが車両を保有して運行する場合でございますが、これは自家用の白ナンバーになります。

薄く黄色く色づいている所がその部分なんです、自家用であっても有償でお金を取って運行することが可能という意味です。

その右側、輸送の対象として、こう下に降りてきて、登録対象となっております。

これはですね、不特定多数を運送することはできないということになります。

基本的に市町村の、長与町でいえば長与町の住民の方、その親族の方、もしくは日常的に仕事などで長与町を訪れているような方ですね、予め登録されたような方に限定さ

れるということになります。

その右側に市町村自らが運送とございます。

下段に市町村運営有償運送とございますが、こういう形態をそういうふうな名称で呼んでおります。

その下の段にですね、地域公共交通会議という協議機関という一言がございますけれども、これ後ほど出てきますが、ここでの協議が必要になってくるという所でございます。

1番右側、交通空白輸送、地域の住民等を輸送ということになります。

ですから、どちらかというところではですね、公共交通が非常にですね、不便な所もですね、もう、自治体がバスを自ら購入して、何とかして走らせるというような地域を想定してるという所でございます。

続きまして3ページをお開きください。

3ページですね、先ほどのと同じことです。

ちょっと違った形の表になっておりますが、色使いは先ほどと同じです。

先ほどの(1)の乗り合い形式のコミュニティバスがグリーンです。

それと自治体が所有する車両による運行がこの黄色の部分です。

で、そうですね、ここについては先ほど申し上げたとおりですが、黄色の利用者という所を見ていただければ、ここには住民等という表現になってます。

その上の緑色の部分は誰でも利用可能となっております。

ですから、先ほど申し上げたように、事業者に委託して運行するバスは誰でも利用可能ですが、市町村の所有による場合は一定限、制限があるという所でございます。

ずっとこう右側に行っていただいて、市町村の関与という部分がございます。

そのいずれもですね、緑も黄色もそうですが、地域公共交通会議という言葉がございます。

地域公共交通会議を主宰とあります。

ですから、これらのコミュニティバスを運行する場合はですね、地域公共交通会議による、議論もしくは調整が必要になってくるという所でございます。

そして、その地域公共交通会議については6ページをご覧ください。

協議会という形をしておりますが、道路運送法の規則第9条の3に規定がございます、地域公共交通会議。

地域住民の生活に必要な旅客運送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合バス事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うと。

先ほどの緑と黄色の両方の協議を行うと、そういうことでございます。

会議を主宰するのは市町村長ですね、長与町の場合は長与町長となります。

構成メンバーですが、必須の構成員として市町村長、それとバス事業者ですね、一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送車、上記事業者の組織する団

体ですね。

業界団体の事だろうと思います。

住民または利用者、地方運輸局長。

それと、バスの運転者が組織する団体ですね。

これ多分組合だと思います。

が必須の構成員。

それと任意の構成員として、道路管理者、警察、その他学識経験者等となっております。

こういったメンバーで組織されたですね、地域公共交通会議にてですね、協議が必要になってくるという所でございます。

次、9ページをお開きになってください。

これはですね、乗り合いバスを、コミュニティバスを導入する時のですね、チェックポイントといいますかね、留意すべき点という事でございます。

ざっと触れさせていただきます。

乗合バスは地域の重要な交通インフラですと。

苦しい経営環境に置かれている事業者が多いですが、地域交通を担う公共交通機関として頑張っているという所でございます。

(2) ですね。

乗合バスを基本とした整合性のとれたバランスの良い交通体系を目指しましょうと。

乗り場、既存の乗り合いバスを基本にですね、全体としてバランスのとれたネットワークを整備することが重要ですと書いてございます。

(3) です。

運送事業者への委託を基本に検討しましょうと。

地域交通を担っている公共交通事業者に委託による運送を中心に検討しましょう、と。

先ほどありましたけども、やはり、市町村運営有償運送ではですね、旅客に一定の制限があると、そういうこともありまして、バス事業者への委託が基本であるという事でございます。

(4) 地域公共交通会議で協議しましょうと、先ほど申し上げたとおりです。

乗合運送の態様や運賃・料金に関する事項、その他ですね、ここで協議をするということになります。

続きまして、次10ページです。

路線区域については乗合バスと競合しないよう注意しましょうという所でございます。

やはり乗合バスの、既存の路線バスですね、経営に支障が出るようなですね、コミュニティバスはやはり、控えましょうということでございます。

(2) 使用する車両、車両数について検討しましょう。

当たり前ですね。

バス停は乗合バスとの乗り継ぎを考慮しましょうということでございます。
あくまでも、コミュニティバスは、既存バスの補完的な役割という位置づけでございます。

続きまして11ページです。

(1)は先ほどと同じですね。

乗合バスと競合しないようにということでございます。

(2)運行の基本となる運行形態、系統、運行回数、時刻を検討しましょうと。

これも、当然のことでございます。

運行の安全を考え、運転手の勤務に注意しましょう。

コミュニティバスと言えどもですね、安全性の確保が最重要課題でございます。

続きまして12ページでございます。

コミュニティバスの運賃について、これも当然検討していくということでございます。

(2)不当な競争が行われることにならないか、どうかですね、留意する必要があると。

これはですね、やはりコミュニティバスは公費による委託、助成が当然ございますので、それが民間事業者の経営を損ねることにならないような配慮が必要ということでございます。

(3)は必要な経費が確保できているかどうか。

(4)は持続的に運行が可能であるかどうかですね。

持続可能性がやはり重要であるというところでございます。

次のページですが、13ページです。

運行主体の選定でございます。

例えば、先ほど申し上げたように乗合バスの事業者、それと貸切バス事業者も可能なんですね。

それとタクシー事業者、そういった事業者の中からですね、目的に合致した最適な事業者を選定する必要があるという所でございます。

(2)の留意すべき事項ですが、そういう経費のみを基準にはしないという所でございます。

それは経費はもちろんですが、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力、そういったものを総合的に判断して事業者の選定をするべきだという所でございます。

この資料での説明は以上でございます。

続きまして、もう一つのハンドブックの方を御参照ください。

15ページをお開きいただきたいと思います。

具体的にそれでは、先ほどのですね、地域公共交通会議を含めまして、こういった検討が必要なのかという所が、ここに示してございます。

一つの案、例でございます。

地域公共交通の流れ、交通の検討の流れですね。

まず、1番ですが、1番上の四角、地域全体の地域公共交通の診断です。

現状分析と課題抽出ですね、これが必要になってくると。

要は、どこを、どういう形態で走らせるのかと検討するにあたっては当然、こういう手順を踏むことが必要になるという所でございます。

そして、二つ目の四角です。

地域全体の地域公共交通網の構想づくりということになっております。

これはもっと、何て言いますかね、幅広い観点での公共交通体系自体を見直す場合をちょっと想定しておりますので、コミュニティバスという場合はですね、これまで大げさな形にはならないと思いますが、そのポイントとしてございます、まちづくり、福祉など他施策との連携ですね、こういったものは当然念頭に置くべきだという所でございます。

これに大まかに1年程度かかるのではないかとという所ですね。

で、三つ目の四角です。

地区別の地域公共交通網の計画づくり、どの地域にどういった形態のバス、もしくはタクシーを走らせるのかというような話ですね。

基本コンテンツの設定、路線、ダイヤ、乗降施設、車両の検討。

ポイントですね、具体的な運行システムの構築、地域実情に応じた最適化検討、経費、収入見通しに基づく関係主体の合意形成という所がございます。

その右側にですね、下向きの矢印がございますが、体制づくりとございますが、このあたりから地域公共交通会議ですね、を組織して、その中でさまざまな問題点、もしくは検討課題について協議を進めていく必要があるという所でございます。

上から四つ目の四角です。

事業の実施、運行主体の設定と運行事業者の選定、運輸局への申請ということですね。

下の二つの四角で約1年という所ですね。

ですから、この場合、全く白紙の状態から約2年かけて、1番下は実際の試験運行になります。

そこで、一定期間運行をしてですね、評価をするというようなことが必要になってくるという所でございます。

次のページですね、16ページをお開きください。

先ほどは15ページはですね、全く白紙の状態からなんですけど、この16ページは、よりちょっとリアリティーがある。

コミュニティバスを想定したという形でございます。

で、ちょっと中段ですね。

計画策定までには、住民をはじめ、道路管理者や交通管理者との調整協議が必要にな

ると言うのがまず1点目。

そして2つ目は事業者の選定、車両等必要資器材の発注手続きとその製作期間が必要になるという所でございます。

バスなどはですね、コミュニティバスなどは既製品という形ではなかなか運行ができません。

必要に応じた、改修、と言いますかね、それに一定の時間と一定のコストがかかるという所でございます。

そして、そのあとに運輸局と密に相談をするといったことが必要になるという所でございます。

その表でいきますと約1年程度ですね、運行開始という所になっております。

順調に運んだ場合ですけれども、これは路線とかダイヤ、車両ですね、の検討からの話ですね。

1年程度で運行開始にこぎつけけることも可能という所でございます。

それではですね、ちょっと飛びまして、最後のページをお開きいただきますか。

裏表紙みたいな形ですね。

地域公共交通に必要な経費とございます。

コミバスに要する初期投資額と年間運行経費でございますが、その表を見てください。大型・中型バスの車両購入費が1,500万から3,000万、ちょっと幅がありますね。

小型バスは1,400から2,000万。

年間運行経費が1,300から1,500万、小型バスが1,200万から1,300万。ま、これぐらいは覚悟をしておいてくださいと、そういう所でございます。

で、下段の方に乗合タクシーの運行経費とございます。

これは当然バスに比べると安くございますが、車両購入費が乗合タクシーですね、ワンボックス、乗合タクシー、ジャンボタクシーで200から400万、セダン型で同じく200～400万、年間運行経費がジャンボタクシーで500から900万、セダン型でも同じですね、500万から900万という所でございます。

1番下、経費に関する留意点でございますが、コミュニティバスの年間運行経費の3分の2以上は人件費が占めますという所でございます。

以上ですね、ちょっと早口になりましたが、法的な位置づけ及び導入手順等についてでございます。

それと、本町におけるこれまでの検討状況でございますが、平成25年度ですかね、において、具体的に検討をいたしております。

この前提となるのがですね、コミュニティバスに関する意識調査と言いますかね、アンケート調査を実施しております。

その中で、なかなかバスの利用がですね、現在難しいと言われてる白津地区もしくは

南田川内ですね、そこからの超小型バス13人乗り2台という所で、調達費用などもですね、試算もした所でございますが、行き先がですね、当時ではどこからどこを經由して、どこへ走らせればいいのかという所がなかなか想定できない中で、住民の皆さんの希望がですね、やはり買い物、病院に通院と買い物だろうという所を見て、時津方面という所を想定したんですが、やはりコミュニティバスでね、公費を投入して時津へ走らせるということの妥当性。

それと先ほどございましたが、この場合は、長与町がバスを所有してということになりますので、白ナンバーになります。

ということは、不特定多数が乗車できるというような形にはなり得ないと、そういったこともあったんだろうと思いますが、26年度の予算要求に備えて準備をしてたんですが、これはペンディングと言いますか、一応断念したという状況でございます。

ま、一定ですね、交通結節点となるような施設、都市機能の集積が出来つつございます。

それとそこに乗り入れる既存の長崎バス、既存のバス事業者のですね、ルートもしくはそのダイヤというのが今後ですね、一定示されると思いますので、それを踏まえた所です、今後改めて検討したいとそういう考えてる所でございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

詳細にわたって、今説明をしていただきました。

これから質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

いいですか。

色々難しい問題も横たわっておるということは、この資料を見ても分かっていただけだと思います。

いいですか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとしたことで、ちょっとお伺いします。

九州運輸局の方の資料で冒頭の1ページで、コミュニティバスの定義と道路運送法との関係が書かれてあって、その部分の1番最後の所で、交付金や補助金でのコミュニティバスの試験運行とかが検討が見られるけれども、いざ、運行しようとする段階で運行できなくなることがありますというのが、ちょっと意味が分からないんですよね。

何故こういうのが、何か特別な意味はあるのか、ちょっと分からないんですよね。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい、私もですね、この資料の範囲で判断するしかないんですけども、一般的に先ほども出てきましたけども、コミュニティバスというのは当然、運賃で賄うことは出来ないという中で、自治体からのですね、補助金もしくは交付金等を活用して運行すると、そういう一般的な意味合いで表現されているのではないかと考えておるんですが。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、安部委員。

○委員（安部都委員）

長与町内の状況とか色々こう、高齢者、町のその状態です、やはりあの高齢者がどんどん多くなるので、やはり高齢者向けに病院、買い物というものが目的として、このコミュニティバスの果たす意義がちょっと大きくなるのかなっていう所を考えれば、勘案してやっぱりそういう、1番こう大きいものよりも手頃なその乗合タクシーで、例えばそのシステム整備があまりかからないような、年間経費もその所も考慮して、その大型よりも実質乗合タクシーみたいなデマンド型でも良いですが。

でも一番良いのが乗合タクシーのこういうのが、理想的な姿ではないのかなっていうふうに思いますが、そのあたりはどうでしょうか、町の状況勘案して。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

法的にはコミュニティバスと乗合タクシーは、法的な根拠は相違はないという所は御理解いただいたと思うんですが。

あとはですね、要は利用需要ですね、どれぐらいの方が利用していただけるのか。

で、どこからどこに向かわれるのか。

そういったこと、一応ですね、丹念に今検討をしてですね。

で、それに1番見合った、やはり車両を用いて運行するということになるかと思えます。

ですから、例えば他団体の例で、乗合タクシーを運行している路線がありますが、満員の時はごめんなさいというような表示になってるんですね。

それでいいかどうかというのもやはり検討する必要があると思いますので、やはり、どれぐらいの方に御利用いただけるかという所が基本になるかと思えます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今おっしゃられたおりだと思いますけど、このデマンド型乗合タクシーの所で、年間運行経費にオペレーター人件費も含むというふうにちょっと注意書きであると思うんですが、これはやっぱりオペレーターとのお互いにどこどこで今停まっていますとか、今何

人乗せますというとか、そういったあれがいるんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい、おっしゃったとおりですね、普通にタクシー会社に電話をして、普通の配車係の方にですね、お伝えしてということで用が済むような運行形態ならば、そのコストは要らないんですが、多分本町ではあまり馴染まないと思うんですけど、何と言うんですかね、結構複雑な、もしくは広範囲な所などではタクシーの配車係の方にそれを担っていただくことは困難ですので、その場合は専用のですね、システム、パソコンなど活用したシステムと、そのオペレータが必要になると。

そういった意味合いでございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

分かりました。

例えば一日中運行してたり、誰も乗らないのに運行させるとなると、経費も人件費も非常にかかるので、やはりそれは必要な時に必要に応じて乗りたい人がいつでも乗れるというような状況を作らないとやっぱりこの意味がないわけですよ。

そういった意味でやはり、経費は削減しながら、いかに有効に活用するかっていう所がやっぱり必要となりますので、そういった所を勘案していただくということでよろしいですね。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私はですね、このコミュニティバスはあまり推進派じゃなかったですよ。

反対派なんですよ。

1番は本当に今、同僚委員からもあってるけど、お金の問題ですよ。

もう黒字にならんとですけんね、黒字になれば必ず事業者がそこに参入してきて、本数も増える訳で。

ということは、やっぱりお金、人があんまり乗らん所。

それで、ちょっと語弊があるかもしれんけど、辺鄙な所っていうか、その行きにくい所とか、バスが、タクシーが。

っていう形になってくるもんで、財政負担の件はすごく心配するとですよ。

1回始められたらなかなか止められん。

前期の総務でも、熊本県の方とか視察すると、毎年2,000万3,000万垂れ流し

てて、縮小を行って、縮小を行えばまた乗る人が少なくなってきてって、悪循環の繰り返し、その市が今どういう状況かちょっと私、追跡調査してないんですけども、となるとやはりどの程度までその赤字を見込んで、赤字というか財政支出負担を耐えるのか、耐えていくのかですね。

だから金額ベースになってくると思うんですけども、町としては今の段階で、ま、一時期は導入を、導入というか、考えられたと思うんで、そこのあたりもある程度数字を持ってるのかな、あるいはまだそれは持っていないんですかね。

よその例でも良いんですけども。

毎年2,000万、3,000万となると相当なもんだと思うんですよ。

この経費見てもバス代とかいろんな、導入でバスでランニングコストでもある。

バスも当然1台じゃ済まないと思いますし、そのところの内部協議とか、どんな話があつてのらつていうのを教えていただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

今の御質問ですけども、正直言って今の所ですね、どういったコミュニティバスにするのか、乗合バスにするのか、そういった所もまだはっきりしておりませんし、どこの地区にどのように入れていくかというものはっきりしておりませんので。

具体的にどれくらいかかるのかという所まではまだ。

前回調査した時は、車両を購入してこれ2台予備車両もいるということでしたので、改造費もあわせて800万、1台ですね。

2台で1,600万。

それと運行経費で年間2,000万というお金だったんで。

そこで、ちょっとお金が掛かり過ぎるという事もありましたので。

ただ、今のところその、そういった調査もしておりますけども、私どもとしてもう1回、どういったものが1番効率が良いのかですね。

そういう所もまた、一から言っではあれですけども、検討していかなくちやいけないとは思ってます。

そうした中で、どこまでが許容範囲かというのはちょっとなかなかまだそういった路線、どういった形態で入れるかというところはっきりしておりませんので、そのあたりはもう財政の方ともですね、協議しながら、1,000万なら良いのかですね、もう500万しかないと言われるのか、であれば、もうその中の許容範囲の中でいかに有効にやっていくかということを考えていかないといけないと思っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

以前、このコミュニティバス導入の段階で、そのの榎の鼻に来る事業者等、連携してみたいな話があったと思うんですね。

その後、あの後、何もその、進んでないのか何かあったのか。

ちょっと教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

大型商業施設ですね、事業者とも何らか、その集客のためというのもありますので、私どもがその集客の手伝いをしたいと言ってる訳ではなくてですね、先ほど言われたように、財政的にも厳しいわけですので、何らか民間の事業者ともですね、負担を合いながらうまくバスを回していけないかなという事での協議は、先方にもですね、しておる所ですけども。

やはり事業者の方もどれくらい集客があって、どれくらい利用利益が見込めるかっていうのが見えてこない、なかなかですね、今の段階で私どもの提案にすぐさま乗れるような状況ではないという所もありますので、そこは今後もですね、お互い、あちら側はお客さんを集めるのに良いということになりますし、私どもはそこで少し負担をしていただければですね、少しでも財政負担を軽くしながら、町の交通体系としてもですね、良くしていけるような方法があればということで、今後も協議は続けていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

いいですか。

これで質疑終わります。

引き続き、事務事業評価、この件に移りたいと思います。

資料の説明をお願いします。

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

それでは引き続きまして、事務事業評価について御説明申し上げます。

事務事業評価についての資料を2種類、お手元にお配りしております。

長与町の行政（事務事業評価について）というものが一つ、それと平成26年度事務事業評価の概要というものが一つでございます。

それでは、長与町の行政（事務事業評価について）の資料からですね、御説明申し上げます。

これは本町が平成17年5月に作成をいたしました、事務事業評価導入の際のマニユ

アルでございます。

現状とちょっとですね、現状に即してない部分もございますが、基本的にこれに沿ってですね、現在もやっているという所でございます。

1 ページですね、事務事業評価の必要性とございます。

平成17年当時はですね、全国で行政評価、事務事業評価の導入が相次いだ時期でございます。

本町もその時期にですね、導入したという所でございます。

2 ページをお開きください。

行政評価とは、事務事業評価とはということですが、上の四角ですね、従来の行政執行は企画立案をして、事業執行して、とりあえずそこで一端終わり。

また次、企画立案をして執行して、また終わり。

そんな話だったんですが、下段ですね、これからの仕組み、もう既に現在はインフラされてますが、当時はこのP D C Aですね。

P D C Aサイクルというのが、新しい観点といいますかね、これを導入するというのがですね、全国の自治体で求められたという所でございます。

既にもう、陳腐化してると思いますが、Plan, Do, Check, Action のこれをですね、日常の業務の遂行にですね、組み込んでいくというのがこの事務事業評価、行政評価の目的でございます。

3 ページです。

行政改革と行政評価という形での整理でございます。

1 番上ですね、従来はトップダウンでやらせる側とやらされる側というような形であったのが、行政評価によってですね、メリハリのついた資源配分、負担増を伴わないでサービス水準を維持する、住民の倫理が主体となるというですね、観点と言いますか、これを目的としてですね。

トップダウンではなくて、多様な観点で、事務事業を執行していくということにしようという事でございます。

下4番目です。

4 ですね、行政評価の目指すものとして、従来の上位下達、予算消化、シーリング、先送り、前例踏襲、事業存続主義ですね。

何一つ良いものはありません。

これからの行政、お客様重視の行政、規制重視から使命重視、プロセス重視から成果重視ですね、行政の役割転換、民間でできるものは民間へ、分権化等ですね。

こういった、何と言いますかね、鳴り物入りでですね、導入したというのが平成17年でございます。

4 ページお開きください。

導入の目的でございます。

これについては現在もですね、これを標榜して、従事をしてるという所でございます。まず成果重視の行政への転換ということでございます。

漫然と事業を実施することなく常に成果、住民満足度を意識し、その向上に努力するという所でございます。

少なくとも年に1回はですね、日常自らが従事している事務事業についてですね、さまざまな観点からその有効性、妥当性等を振り返るということが必要だという所でございます。

(2) 効率的な行政運営の実現ですね。

Plan, Do, Check, Action の行政サイクルを確立し、限られた行政資源を効率的、効果的に活用することが可能となると、期待されているという所でございます。

3つ目は透明性の高い行政運営の実現でございます。

これは、自己評価と言えどもですね、事務事業評価の結果を公表することにより、透明性を確保していくという所でございます。

4つ目です。

職員の意識改革、資質向上ですね。

先ほど漫然と仕事をする事から脱却するという所がございましたが、少なくとも年に1回以上がですね、自分の仕事を見つめ直すという意味での自己評価という事でございます。

その下ですね、評価の種類です。

政策評価、施策評価、事務事業評価。

行政評価と言ってもこの3つ、大きくですね、3つの階層の評価があるというふうに御理解いただければと思います。

本町では事務事業評価とそれと現在は施策評価もですね、一定実施をしているという所でございます。

そして、5ページをお願いします。

評価の主体。

これですね、話題となっている内部評価、外部評価のお話でございます。

誰が評価するのかという所で、本町は内部評価（自己点検評価）としております。

メリットとしてはですね、当時の整理では、職務の内容に精通した担当者が評価を行うため、評価内容が安定的になると。

評価を通じた意識改革につながると。

デメリットとして問題意識が薄れ、担当者が有利になるような評価になりがちであるということですね。

毎年の事ですので、ルーティンの仕事になってしまうということの可能性ですね。

②です、外部評価について。

メリットは担当者以外の第三者が評価を行うため、客観的な評価が可能になるという

ことが期待されると。

デメリットとしてはですね、すべての事務事業に精通してる人材の発掘が難しく、専門性に劣るという所でございます。

全国的にですね、なかなか外部評価が広まらない。

もしくは外部評価を断念する所が出てるという所は、やはりこの辺に原因があるのかなと考えております。

本町においてはその矢印の下ですね。

第1次評価、各担当者がシートを作成する事で、自ら評価を行うと。

評価の客観性と全体の整合性を確保するために、企画課が全ての事務事業についてヒアリングを実施をしております。

2次評価ですね。

1次評価の結果について、事務事業評価委員会において評価を実施しますと。

その妥当性についてですね。

ここでチェックをするという所でございます。

事務事業評価委員会のメンバーは、庁内の部長級職員、それと課長職の中で総務、企画、財政等の課長で構成をされております。

そして次のページ、6ページですね。

評価の観点とございます。

中段以降ですね。

現在実施している事務事業がですね、今の時代に合致してるのか、今のやり方で効率的、効果的なのかとそういったものをですね、機械的に考えさせるためのですね、六つのですね、評価基準を設けております。

それは必要性、妥当性、公平性、有効性、効率性、将来性。

こういった観点についてですね、シートに記入させるという事としております。

そのシートは1番最後につけておりますが、事務事業毎にですね、このシートを作成を求めています。

その理念に、先ほどの申し上げた六つの観点ですね、必要性、妥当性等ございます。

例えば必要性ですね。

事業の目的や役割が薄らいでいないのか。

役目が終わった事業じゃないのか。

住民に必要とされ利用されているのか。

その事業は今する必要があるのか。

そうですね、こういった形ではいい、いいえで考えさせるというような形となっております。

右側の所見に具体的な根拠、もしくは内容をですね、表現させると。

これを企画課で集約をいたしまして、ヒアリングを実施すると、そういった形として

おります。

もう一つの資料ですが、これはホームページで公開している内容でございます。

26年度の評価結果ですね。

こういった形でホームページに公開をしてるという所で、これ参考までにお示したものでございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、それぞれ資料の説明がありましたけれども、この資料の中身等について、質疑があれば、これから行います。

どなたか質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この資料の5ページですね、評価の主体という所で、先ほど課長の説明に、なかなかその外部評価が言われつつも広まらないっていう所で、こういうデメリットがあるっていうことですが。

この事業評価のやっぱり、何で外部評価なのかっていう所での言われてるのが、この内部評価のデメリット、この部分が一番大きいかなと思うんですね。

やっぱり問題意識が、そのなかなか薄いついていう所が1番言われてる所なのかなというふうに思いますが、この辺が甘くなる、っていう所で。

このあたりに関しては長与町での、それぞれに対するその対策みたいな、上からの、何て言うんですかね、例えば、極端に言ったら課長だったら部長からの評価とか、そういうもので補っているとか、そういうのがあるんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい、基本的にこのシートの作成はですね、それぞれの担当者が作成をすることになります。

それは当然それぞれの所管ですね、係長、課長補佐、課長、部長ですね、の決済を経てですね、提出をされるという所がございます。

ただ、そうは言っても今おっしゃったようにですね、甘いとかですね、そういったことは当然ばらつきがございます。

それについてはその企画が実施するヒアリングですね、一定ですね、調整を、言いたくないことも言ったりしてですね、調整をします。

それを最終的に先ほど申し上げた2次評価ですね、ここで、その妥当性について、修正をします。

ただ、そうは言っても、2次評価委員会の職員も内部と言え内部ですので、そうい

った意味で、身内に甘くなるのではないかとそういった懸念はですね、当然、払拭できないと思いますですね。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

これ、長与町の行政評価についてということで、平成17年の資料ですね、まず1ページ目の目的と言いますか、行政評価導入の必要性という所、若干見させてもらいますと、ちょっと非常に感覚が、ちょっと若干古いですよね。

ちょうど小泉構造改革の色合いが濃くてですね、読んでみると至る所に、例えば自己責任であるとか、三位一体でありますけれども。

例えば三位一体についても、これで大都市と地方の格差ってものすごい広がって、非常に疲弊化していったわけですね。

今は逆にその時の反省から、今地方創生だということを言われて。

もっと地方をしっかりと国が支えんといかんというのが今の流れだと思うので。

その辺から考えると若干このあたりの、そのあり方必要性についての、少しこのあたりの考え方を。

こうするべきってというのは、私も今ぱっと見て思い浮かばないんですけども。

やっぱり今、考え方が変わって来ているので、そのあたりは見直す必要ないですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

全くですね、御指摘のとおりでございます。

ですから、平成17年当時ですね、もう10年以上前でございますが、この時はある意味、町内で鳴り物入りで導入したという中で、非常に力の入った文書になっております。

ただ、その後どうなのかと言ったら、これはマニュアルとしてしかですね、活用されておられませんので、ですからそういったですね、もう時代にそぐわない表現といったものは、この際、綺麗にですね、そぎ落として。

例えば5ページは、第6次総合計画なんていう表現も残っておりますので、一新をする必要があるというふうには考えております。

ただ根底にある目的であるとか、手法ですね、これについては踏襲してるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

ちょっと質疑をしますので、委員長交代します。

○委員（中村美穂委員）

はい、喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

まず、5ページのこの内部評価の第1次評価、第2次評価、それぞれこういう所を経て、最終的にその評価がなされておると。

具体的に、例えばこの第1評価の中で各所管の担当がそれぞれこのシートに点検もしていくと。

それを元にして、ここにさらに評価の客観性と全体の整合性を確保するため、ヒアリングを実施しますと。

このヒアリングを実施する時には、例えば企画課が主体になってやる訳でしょ。

企画課はどういうレベルの人たちが出て行って、こうやるんですか。

○委員（中村美穂委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

基本的に課長、参事、それと企画課の担当者がヒアリングを実施をしております。

ただ、今年度はですね、私は出席できませんでしたので、参事以下で実施をさせていただきました。

以上です。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

以前聞いたことがあったんですが、入ってまだあんまり役所の経験もない、事業の経験もない、企画課の職員がね、その専門的な所管から上がってきた事業評価をヒアリングをしたと。

それで本当に良いのかなという、それを思ったんです。

その時に。

ですからそういう意味では、やはりこの第1次評価の段階からきちっと課長とか参事、そういう管理職が入ってやらんと、百戦錬磨の、各所管のね、それから、色々質問すれば言われるでしょう。

しかしそれが、本当にそこで客観的な評価がね、出来るのかなという思いがした。

ですからやっぱりそういう意味では、今回は課長がいなかったという事ですけども、やっぱり今後はそこら辺の評価の仕方をやっぱり、考えていかんと。

まさにその、この3ページにこれまでの行政改革と行政評価、要するに、役所の論理が優先から住民の論理が優先に変わらばいかんということでしょうけども、まさに内

部評価というのは、役所の論理だろうと思うんですよね。

前、もう辞めた先輩議員が、その外部評価を取り入れんばいかんという一般質問を取り上げたことがあったんですが、それはまだこれで行けるんだというやり方だったんですよ。

ずっと年に1回広報でも報告をされて、町民にも情報が公開されておるといふことですから、そういう意味では住民の目線を意識した評価方法になつとるかなと思うんですけども。

やはりどうしても、先ほど同僚委員の質問があったように、ちょっと甘くなると。

そのチェックをするのがやっぱり、その、そういう企画のね、担当者であるべきであつて。

なお且つ、やっぱり今度は2次評価の段階ではまだそれが、評価担当の職員が一生懸命やったにしても、今度はまた上の段階では潰されると。

表現悪いけども、そういう事にもつながっていく訳ですよ。

これがきちっと、1次、2次の評価が機能していくように、そういうこと、やっぱりもう確実に履行してもらわんといかんなど。

これはどうですか。

○委員（中村美穂委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

全く御指摘のとおりでございます。

そもそも入って間もない職員がヒアリングをすると。

ヒアリングに係る事務処理は可能だと思いますが、ヒアリングを実施するということはやはり無理だと思います。

ですから、それには一定のやはり経験がある職員が必要になってくると思いますので、私は出来るだけですね、出席するように心がけてはいたんですが、今年度はちょっと無理だったんですが、おっしゃるとおりですね、やはり実効性のある評価にするためには、所管に対して言いにくいことも言わないといけないという事もございますので、やはり、おっしゃるようになりますね、責任のある立場の職員が必ず出席をするという事を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

今回、この事務事業評価の問題も取り上げたのも、やはりこれだけ、例えば図書館問題にしる、大きな事業を抱えておる。

そして、将来負担比率なんかもどんどん上がってきていると。

そういった中でやはりその補助事業、それから委託、こういったものもやっぱり真剣に見直さんと、限りある財源の中で、あれもこれもという、やっぱりこれまでの手法を改めてね、あれかこれかという時代に、もうなってきたおるのは間違いないわけですから、そういった意味では、やはり本当にこう、この事業、これでいいのかと、真剣に考えとかんと、長年ずっと続いた行政のトップが町長になって、それが40何年続いたわけでしょ。

その間、当たり前のように、事業展開しておった。

それが、事務事業評価という制度を作ったため、少し風穴があくかな思ったら、そうでもないというのが実感ですよ、正直な所ね。

従ってやっぱりそういう意味では、今後のこれも、いろんな総合計画とか中期長期の財政計画、いろんなものを見ながらやっていかんばいかなので、そう簡単にいかんと思えますけれども。

やっぱりもうそういう時期に来とると思うので、これはもう、外部評価をしてくださいと言うのは易しいんですが、全く分からない人が評価を出来るのかという問題もあるし。

やっぱりあの、それぞれ所管で専門に担当しとる人が、そこは真剣に考えて、これは、部長さんに要請する時にもちょっと言ったけども、飲み食いに係る費用とかね、そう言ったものがまだ旧態依然としてある所もある訳ですよ。

そういう所からやっぱりきちっと見直しをしていかんといかんというふうに思いますので、答弁があれば。

○委員（中村美穂委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

ちょっと、お答えになるかどうか分かりませんが。

今回私、初めてこの評価をする取り仕切る側に立ちましてですね、県に居る時は評価される方にしか行った事がないもんですから。

そもそもこれは、確か三重県から始まった事かなと、三重県の北川知事から始まった事で。

何と言いますかもう10年ぐらい経ちましてですね、やっぱり何というか、もうやらされてる感しか、もうないんですね、評価っていうのはですね。

評価される方というのが。

その評価をやらせる側とやらされる側で意識が変わってしまってるし、本当は当事者意識を持ってもらうためにですね、始まった事かなというのは、あるんですけども。

そのあたりがもう随分、このシートを作るだけに、ちょっとなってきた形骸化してる部分も多いのかなと思いますので。

そういった意味で、どこまでその外部評価ということで、確かに内部評価だけでは自

己満足と言いますか、身内に甘いというような話になりますし、外部評価をして、第三者から評価を受けるというのも大事な事かなとは思いますが。

かと言って今度、第三者外部委員を選ぶのも、かなり難しい話になってくると思うんですね。

例えば県では、事務事業評価もやってますし、それから公共事業の監視、の評価委員会、それから研究事業評価ですね、県では公設の研究機関持ってますので。

研究とか公共事業というのは、わりかしポイントが分かりやすい。

この事業絞った方が良いよとか、止めた方が良いよってというような話が出来ますし。

研究の場合はもう、いつまでこの研究を続けてると、この研究が果たして特許を取って、誰か、住民のためになるのかってというような所でポイントを、そういった所にポイントを置きながらやってますので、割と外部の委員という、もちろん外部の委員も産業技術総合研究所とかですね、科学技術振興機構とか、専門の科学者に来ていただきますので、そういった意味では、外部委員を取り入れてやるというのは、ある意味効果が出てるかなというのはあるんですが。

事務事業に関して言うとなかなかちょっと、ポイントが絞りづらい所はあるかなと思ってますし、そういう意味で、専門の目を入れて第三者に見ていただくということは我々もどこかで必要かなと思ってますけども、そういう適切な評価ができる方が、選任ができるかというような所と、あと、正直の所、言わしていただければ、企画で色々、もう、やる事がですね、計画にしろ、戦略にしろ、集中してるもんですから。

またそこで外部委員を入れてということになりますと、かなりまたマンパワーが掛かるのかなという所もあるんで、通常の事務的な面から言えば、出来るかなという所もありながら、外部の目も入れた方が良いなという、そういう意見も持っております。

そういったことぐらいしかちょっと言えませんが、以上です。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

外部評価の問題も、ある程度重要性と言うのは、部長自体は分かっておると。

今回、その行政調査に行くにあたっていろいろ調べた中では、外部評価委員が補助団体の委員があつたりとかね、やっぱり、好ましくない事例もある訳ですよ。

ですから、我々も議会の中で大学との連携とかね、こういったものも模索していかんばいかんという話もしとるんですが、そこは全ての事務事業あるいは行政評価を全部に渡って行くとするのは無理があるので、やっぱりどっか、そのピックアップをした段階でやっていくと。

それが、今度は全体に評価の対象になる、頑張らんといかんという、そういう意識づけがね、なっていけば、またプラスになると思いますので。

そういった意味では、まだその今後の問題でしょうけども。

そういった問題もあるので、ゆくゆくはやっぱりそういう政策評価とか、そういったものについては、大きな問題についてはやっぱり、そういう制度を設けても良いのかなっていう気はしてますけども。

どうですか。

○委員（中村美穂委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

確かにおっしゃるようになりますね、先ほど言いましたが、公共事業とかそういう研究事業に関しては、ある程度全般的にやるんですけども、事務事業っていうのがやっぱり、もう数百、事業がありますので、その中でやはり大きな、例えば、今よく言われる子育てとかですね、教育とか、そういった所で幾つか重点的な施策を捕らえて、その中の幾つかの事業についてですね、県では確か30事業をですね、抽出して毎年やってるんじゃないかかと思えますけども。

もし仮にやるとすれば、そういった重点的なプロジェクト、重点事業に関してですね、抽出をした中でやっていくというような方法が良いのではないかと思っております。

○委員（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

17年ですから、ちょうど私が出ました翌年からですので、もう10年ですね。

・・すると、惰性になってしまうという可能性がありますのでね。

この点は十分こう注意をしながら、やっていただきたいなというふうに思いますけども。

ちょっとこの内容の中で、44番をね。

ちょっと私、先ほど笑ったんですけども、この企画のですね、企画の事務事業評価の事業ですたいね。

これを見てですね、見直し、その他見直しですよと、26年度ですね。

そういうあの結果が出ておるんですが、この右の方を見ますとですね、ちょっとおかしくなって笑ったんですけども、当然のことです、企画課そのものがその事務評価をですね、いろいろ評価をしていくその立場にありながらですね、自分のその課のですね、所管のみでは解決できない項目については、他課と連携を取ると。

当たり前の話でね、そういうものもしていないのかなと思って、おかしくなって笑ったんですけども。

こういうのがですね、事務評価になるのかどうかですね。

あまり書くことがなかったから書いたのかなと思ったりですね。

おかしくなったんですけども。

その見直しが必要だというね、根拠あたりは、課長なんか聞いておるんですか。

このこと、企画課の自分の課のですね。

見直しが必要だと書いてですね、その内容を見ればですね、当然事前にするべきものをですね、してなかったというね、ことなんですね。

誰がこういうことを書いたのかですね。

課長職が書いたのかですね。

あまり適切じゃないんじゃないかな、というに思いますけども。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

企画課ですね、企画課のシートについての御指摘です。

この前段でですね、ちょっとあの、これまでの経緯を簡単に触れさしてください。

10年前のマニュアルで御説明申し上げました。

この時の事務事業のくくりと言うのがですね、ある程度小さなくくりだったんですね。

企画課で言えば、例えば国際交流事業っていう、今、形でくくってますが、その中に例えば国際交流協会補助金とか日中親善協会負担金とか、そういったレベルで当初はやっておりました。

これは、他団体もそんな形で、これでやると1,000以上事務事業があつて、ほぼあまり改善の余地がないんですね。

そういったものはやるかやらないかぐらいしかないもんですから。

そういう中で、現在の形にですね、一定大きなくくりにして、現在実施をしてるという所でございます。

事業のくくりと言うのは、各自治体様々でして、考え方が1番ダイレクトに表れる部分なんです、御指摘の44番ですよ。

所管のみで解決できない項目と言うのが、これはですね、基本的に一般的な話ではなくてですね、事務事業評価時ですね、要はこの事務事業をするにあたっての改善の余地がないかという話です。

そのシートですね、裏面を見ていただければ、下段にですね、今後の事業のあり方の下に、所管のみでは解決出来ない事項という所、それぞれの担当に書かせる欄があるんです。

なんですよ。

一般的には相談して解決すりゃ良いんだという話なんです、なかなかですね、日頃仕事をして、うちだけじゃうまくいかないけども、あの課と一緒にやればもっとうまくいくのにとかですね、役割分担すればもっとうまく上がるのにとか、そんな話があるん

です。

それをここに表現をさせるんですが、実は私どもが意図してるような事がなかなか書いてもらえなくて、要は、今おっしゃったようなですね、両課で協議すればすぐ解決するんじゃないみたいな事がここに書かれてきていると。

だからこれは何とかしないとイケないとそういう意味での改善事項と。

それがなかなかまだうまくいってないという所で、こういう表現になったというふう
に御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

はい、安部委員。

○委員（安部都委員）

施策、政策実現のための具体的な対策という事に関しては、ベテランの方たちのやはり経験っていうのもね、十分に生かしながら、慎重にやらなければいけないなというふうに思います。

しかし、先ほど委員長が言いました、私はそれがちょっと逆で、若い人たちっていうのは、やはりいろんなアイディ持ってますし、新人でもかなり今の時代に合った、その何と言うか、ヒット作とか、自主財源を生み出すような活性化、地域の活性化を生み出すようなアイデアを十分に持ってますので、これからはやっぱり時代を担った若い人たちに、いかに町として自主財源を確保するか、地域活性化につながるかとなると、そのアイデアをやっぱりその大学との連携という、大学生とのね、連携という意味で、そういったものをとり出していくとか、若い職員の方たちのやっぱりこう意見、アイデアっていうものも取り込んで行かなければならないのかなというふうに思います。

その後にもまたいろんな外部からの評価というのものも、その加わってくるんだろうと思うんですが、そのあたりは、やっぱりどういうふうにお考えになってますか。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今、御指摘のとおりですね、やはり若い職員が持っているその発想とかですね、アイデア、行動力、そういったものをですね、行政に生かすというのはもちろんの事でございます。

ただ先ほどの議論は、要は企画課がですよ。

所管が作ってきたシートをもうヒアリングするという場面でしたので、それは若い職員にはちょっと荷が重いと、正直私はそう思います。

相手が若い職員に何か言われてもですね、何かちゃんと分かってんみたいな話なっちゃいますんで、ですから時と場合に応じてですね、若い職員に意見を求めることもご

ございますし、ただ先ほどは、企画課のヒアリングはやはり、それなりの職員が対応しないと効果的でないと、そういうふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もその外部評価の問題でちょっとお伺いしたいのが、結局、誰がどういう目線で評価するのかというのが非常に、気になる所です。

というのが、若干、そのあたりを感じたのが、以前のことなんですけれども、これ、政権交代の時に、事業仕分けというのが行われましたよね。

あれを見ておきますと、これはこの行政のこの外部評価、事務事業評価とはちょっと違うのかもしれないんですけれども。

やっぱり、こう見ておきますと、非常に問題だなと思うような、政治力でばさばさ切ったのが、私たちが見とつても、ちょっとそれあんまりやろうというのが多々あったんですよね。

ですから、誰がどういう視線、目線で評価するのかというのが非常に、何度も同僚議員も執行者側も、懸念をお持ちだと思うんですけれども。

本当考えとかないと。

しかも、これは縮小とかいうふうに言われても、恐らく担当で一生懸命された人の方が逆にその重要性とか、その施策の意味の重要性というのもよっぽど分かって場合もあると思うんですよね。

そういった時に、きちっと対等な立場で、いやそれは違うんじゃないんですかというのを言えないと、事業仕分けを見とつてですね、きちっとそのあたりを言えないと大変な事に、後で取り返しがつかないことになるなと思うんで、そのあたりは非常に心配するんですけれども、答えが難しいかもしれませんが、そのあたりの懸念というのが大丈夫なのかどうかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

国政のレベルとですね、市町村では同列に論じる事ができない部分もあるかもしれませんが、やはり、そうですね、私どももその点については、非常に懸念する所でございます。

ですので、いかにやはりふさわしいと言いますかね、そういった方を評価委員に迎えることはできるのかという所が非常に重要ですし、それが1番難しい所なのかなと思います。

ただ、色んなその御指摘に対してですね、職員が毅然と反論できるのかという所もで

すね、やはり私も含めまして、自信のない所でございますね。

やはり、そういった声の大きい人に引きずられるというのはよくある事でございますので、いかに公正中立で客観的な議論が出来るのかという所にですね、注意を払いながら、仮にですね、導入に向けて検討するんであればですね。

そういう方向で進めさせていただきたいと考えます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

場内の時計で。

これで、所管事務調査を終了いたします。

ありがとうございました。

場内の時計で10分まで、15時10分まで休憩します。

（15時2分～15時10分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開をいたします。

午前中にその請願で審査をしていただきました。

全会一致で、認めていただきましたけれども、この意見書の内容について、事務局の方で、それぞれ皆さん方の意見を聞いて、変更した部分、この赤の朱書きの部分が、変更前の2本線で消した分がですね、変更前です。

これについて。

休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

再開します。

お手元に、本会議に提出をする、鑑の文書、それから意見書案を提出しております。

それぞれ修正箇所等も確認をした所です。

この意見書案、これで、決定したいと思います。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、発意4号として、提案するこの意見書案については、これで提出をさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

（15時31分終了）